

郷育活動推進事業補助金をご活用ください

郷土の自然、歴史、文化、産業などをテーマに、ふるさとを知り、ふるさとへの思いを育てる「郷育活動」を実施する団体へ補助を行います。

<補助対象事業>

市民の郷育活動のために、地域などの非営利団体が講座等を行うものに限る

<補助対象者>

・郷育活動を行う地域などの非営利団体

<補助対象経費>

・講師謝金 ・交通費 ・消耗品費 ・印刷製本費
 ・使用料 ・通信運搬費 ・保険料

※個人の所有となる成果品代及び材料代は補助対象としない。

(例：工作で作るものや料理教室の材料代など)

<補助金の額>

補助対象事業の全額とし、**50,000円**を上限とする。
 ※他の補助、助成等を受ける場合には、この補助、助成等の額を差し引いた額を補助対象経費の額として算出します。

活動例

・地域のことを知るウォーキング大会



・地域の歴史を知る勉強会



真庭市 郷育活動推進事業補助金

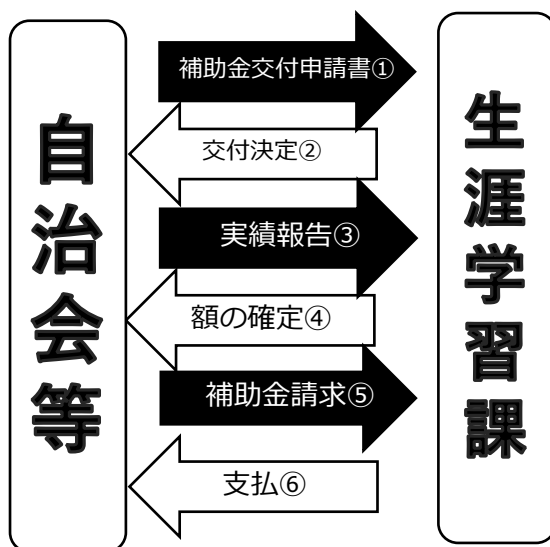
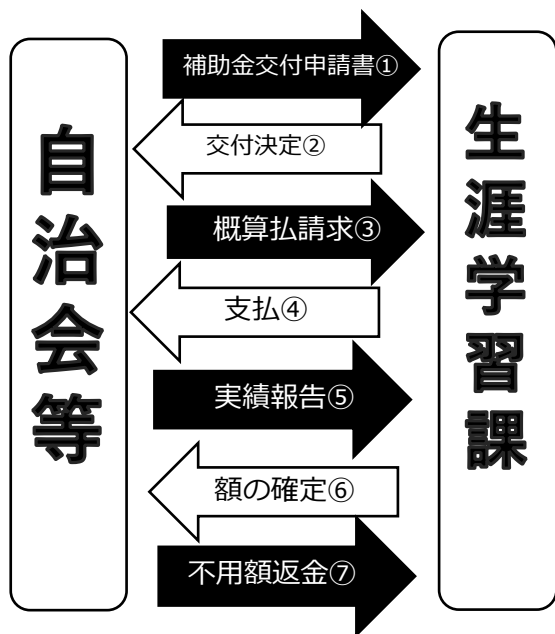
検索

※様式は真庭市ホームページ内にあります。インターネットの検索画面で、上記を入力してください

<申請の流れ>

<事業開始前に事業費が必要な場合>

<事業終了後に事業費を支払う場合>



※事業費が事前に必要な場合は、交付決定の後、概算払い請求書により事前に補助金を支払うことができます。事業終了後に精算し、不用額があれば返金していただく流れになります。

問合せ・申込先

真庭市教育委員会生涯学習課

〒719-3292 真庭市久世2927-2

TEL:0867-42-1094 FAX:0867-42-1416